

原議保存期間 10年
平成29年12月31日まで

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁交指発第137号、丁交企発第190号
平成19年8月31日
警察庁交通指導課長
警察庁交通企画課長

道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の留意事項等について

道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号。以下「改正法」という。）附則第1条各号に掲げる規定以外の規定、道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第266号。以下「改正令」という。）及び道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第66号。）については、本年9月19日から施行されることとなり、その趣旨については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成19年8月23日付け警察庁丙交企発第102号等）をもって通達されたところである。このうち、酒気帯び運転等の禁止、免許証提示義務及び救護義務に関する規定違反行為の交通指導取締り上の留意事項等については、次のとおりであるので、部下職員に対する指導教養の徹底を図り、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）を、「令」とは改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいうものとする。

記

第1 車両等提供罪（法第65条第2項、法第117条の2第2号、法第117条の2の2第2号関係）

1 改正の内容

酒気を帯びている者で、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し車両等を提供した者は、当該違反により当該車両等の提供を受けた者が、酒に酔った状態で当該車両等を運転した場合には5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等（軽車両を除く。）を運転した場合には3年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すこととした。

2 運用上の留意事項

- (1) 飲酒運転の取締りや交通事故捜査に当たっては、飲酒運転を行った者が他人名義の車両等を運転している場合には、車両等提供罪の立件を視野に捜査を行うこと。
- (2) 酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれがある者とは、その者に

対し車両等を提供すれば、その者が酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれがある者のことをいう。

なお、提供者において、提供の相手方が酒気を帯びている者で、酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれがあるとの認識があれば足り、実際にどの程度「酒気を帯びている」かについてまでの認識は必要でない。

(3) 「提供」に係る車両等は、当該車両等の名義如何にかかわらず、提供者において事実上支配している車両等であれば足りる。

(4) 車両等提供罪が成立するためには、当該提供行為により車両等の提供を受けた者が、実際に酒酔い状態又は身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有している状態で当該車両等を運転することが必要である。

したがって、例えば、被提供者がいったん酒気が醒めてから再び飲酒し、その結果、当該提供を受けた車両等で酒気帯び運転を行った場合には車両等提供罪は成立しない。

なお、提供者において、被提供者が実際に車両等を運転したことの認識までは要しない。

(5) 酒気を帯びて運転する意思がない者に対し車両等を提供し、被提供者が酒気を帯びて運転する意思を惹起した結果、酒気を帯びて運転した場合には酒気帯び運転の教唆犯として処理すること。

(6) 車両等提供罪の違反をした者が運転免許を有する者であるときは、「重大違反唆し等」をした者として、行政処分の対象となることに留意すること。

第2 酒類提供罪（法第65条第3項、法第117条の2の2第3号、法第117条の3の2第1号関係）

1 改正の内容

酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれがある者に対し酒類を提供した者は、当該違反により当該酒類の提供を受けた者が、酒に酔った状態で当該車両等を運転した場合には3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に、身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等（軽車両を除く。）を運転した場合には2年以下の懲役又は30万円以下の罰金を科すこととした。

2 運用上の留意事項

(1) 飲酒運転の取締りや交通事故捜査に当たっては、酒類提供罪の立件を視野に、飲酒場所、飲酒の同席者等に対する捜査を行うこと。

(2) 酒気を帯びて車両等を運転することとなるおそれがある者の意義については、車両等提供罪と同様である。

(3) 「提供」したと言えるためには、自らが事実上支配している酒類を飲酒できる状態に置く必要がある。したがって、単に目の前にある酒類を酒気を帯びて車両等を運転するおそれのある者につぐ行為は「提供」には該当せず、酒類提供罪は成立しないこととなるが、当該行為が飲酒運転の幫助行為に該当する場合には、飲酒運転の幫助として立件すること。

(4) 酒類提供罪が成立するためには、当該提供行為により酒類の提供を受けた

者が、実際に酒酔い状態又は身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有している状態で当該車両等を運転する必要がある。

したがって、例えば、被提供者がいったん酒気が醒めてから再び飲酒し、その結果酒気帯び運転を行った場合には酒類提供罪は成立しない。

なお、提供者において、被提供者が実際に車両等を運転したことの認識までは要しない。

- (5) 酒気を帯びて運転する意思がない者に対し酒類を提供し、被提供者が酒気を帯びて運転する意思を惹起した結果、酒気を帯びて運転した場合には酒気帯び運転の教唆犯として処理すること。
- (6) 酒類提供罪の違反をした者が運転免許を有する者であるときは、「重大違反唆し等」をした者として、行政処分の対象となることに留意すること。

第3 同乗罪（法第65条第4項、法第117条の2の2第4号、法第117条の3の2第2号、令第26条の2関係）

1 改正の内容

車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が酒気を帯びて運転する車両に同乗した者は、当該同乗した車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら同乗した場合であって当該運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転した場合には3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に、当該同乗した車両（軽車両を除く。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し又は身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合（当該同乗した車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら同乗した場合であって当該運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転した場合を除く。）には2年以下の懲役又は30万円以下の罰金を科すこととした。

2 運用上の留意事項

- (1) 飲酒運転の取締りや交通事故捜査に当たっては、飲酒運転されている車両に同乗者がいる場合には、同乗罪の立件を視野に、同乗に至った経緯、運転者と同乗者の関係等に対する捜査を積極的に行うこと。

- (2) 同乗の禁止の対象となる車両から、

- ・ トロリーバス
- ・ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のもの
- ・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第6項に規定する代行運転自動車が除外されている。

が除外されている。

同乗罪の対象となる車両から除外される旅客自動車運送事業の用に供する自動車については、あくまでも当該業務に従事中のものが除外されることから、例えば、タクシーを自家用運送の用に供している場合には、当該業務に従事中とはいえないことから同乗の禁止の対象となる車両に該当することに

留意すること。

- (3) 「要求し、又は依頼して」とは、自ら飲酒運転という違法行為により運送されるという便益を得ようとし、更には運転者に自分の意思を反映させようとする意思がうかがわれるような働きかけを行う行為を意味する。したがって、運転者に誘われてこれを承諾するだけでは足りず、行き先を指定するなどして同乗者が自らの意思を反映させようとしていることが認められるものでなければならない。

要求・依頼の認定に当たっては、同乗者の言動、運転者と同乗者の関係、同乗するに至った経緯等から判断すること。

なお、要求・依頼は、乗車する前に行われている必要はなく、乗車後に行き先を告げるなどして要求・依頼した場合も同乗罪の対象となり得る。

- (4) 酒気を帯びて運転する意思のない者に、車両を運転することを要求・依頼した結果、要求・依頼した相手方が、酒気を帯びて運転する意思を惹起し、酒気を帯びて運転した場合には酒気帯び運転の教唆犯として処理すること。
- (5) 同乗罪の違反をした者が運転免許を有する者であるときは、「重大違反唆し等」をした者として、行政処分の対象となることに留意すること。

第4 免許提示義務（法第67条第2項、法第95条第2項、法第120条第1項第9号関係）

1 改正の内容

法第67条第1項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が、車両等の運転に関しこの法律（第64条、第65条第1項、第66条、第71条の4第3項から第6項まで並びに第85条第5項及び第6項を除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は交通事故を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、運転免許証等の提示を求めることができることとともに、免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官からこれにより免許証の提示を求められたときは、免許証を提示しなければならないこととした。

2 運用上の留意事項

- (1) 「この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し」とは、道路交通法の規定、これらの規定に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定又は道路交通法の規定に基づく、公安委員会、警察署長若しくは警察官の処分に違反することを意味する。

ただし、法第67条第2項の免許提示は、法第64条（無免許運転）、法第65条第1項（酒気帯び運転）、法第66条（過労等運転）、法第71条の4第3項から第6項まで（自動二輪車の運転者の遵守事項違反）並びに法第85条第5項及び第6項（免許の制限違反）の規定に係る違反が除外され

ており、これらの規定に違反する場合には法第67条第1項の規定による免許証の提示を求めることとなる。

なお、法第67条第1項の規定による免許提示は、走行状態その他の諸事情からこれらの規定に違反していることが客観的に認められる場合に可能となるが、走行状態だけでなく、例えば、車両検問等で既に停止している車両等の運転者が、その外見から判断される年齢等にかんがみ、客観的に明らかに無免許であると認められるような場合にも、当該車両等の運転者に免許証の提示を求めることができる。

- (2) 警察官が法第67条第2項の規定により運転免許証の提示を求めることができるのは、車両等の運転者が、道路交通法等に違反し、又は交通事故を起こした場合において、「車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるとき」に限られることに留意すること。

したがって、例えば交通事故を起こした車両が大破し、以後の走行が不可能な状態になっている場合等、事実上運転を継続することがなく、「引き続き当該車両等を運転させることができるかどうか」確認する必要がない場合には、本項の規定により免許証の提示を求めることはできない。

- (3) 道路交通法等に違反し、免許証の提示を求めた車両等の運転者が免許証を提示せず、当該違反について罰則が設けられている場合には、当該違反及び免許証提示義務違反の併合罪として処理することとなる。

他方、座席ベルト着用義務違反等当該違反について罰則が設けられていない場合には、免許証提示義務違反として処理するとともに、当該車両等の運転者の氏名等が明らかになった段階で点数切符の処理を併せて行うこと。

- (4) 当該車両の運転者が無免許や免許証の不携帯であることが判明している場合には、それぞれ無免許運転や免許証の不携帯が成立することとなるが、免許証提示義務違反は成立しない。
- (5) 本項の規定により免許証を確認した結果、運転者の無免許運転等が判明した場合には、法第67条第4項の規定による必要な応急の措置をとること。

第5 救護義務違反関係（法第117条第2項関係）

1 改正の内容

人の死傷が運転者の運転に起因するものである場合における救護義務違反の罰則を10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとした。

2 運用上の留意事項

- (1) 「人の死傷が当該運転者の運転に起因するもの」とは、当該運転者の車両等の運転中に発生した交通事故であり、当該交通事故に係る人の死傷が当該運転者の運転が原因で生じたものであることを意味する。
- (2) 刑法第211条第2項に規定する自動車運転過失致死傷罪及び法第117条第2項の救護義務違反が成立する場合には、自動車運転過失致死傷罪の公訴時効が5年、救護義務違反の公訴時効が7年であることに留意すること。